

(5) 指定内容の変更届出数	H19	182	H20	598	H21	331
(6) 指導調査実施数	H19	78	H20	26	H21	77
7. 福祉系高等学校						
(1) 課程数	H19	0	H20	0	H21	158
(2) 新規指定数	H19	0	H20	158	H21	4
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	8
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	96
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	4
8. 社会福祉主事養成機関						
(1) 課程数	H19	93	H20	90	H21	73
(2) 新規指定数	H19	2	H20	0	H21	2
(3) 取消数	H19	10	H20	17	H21	11
(4) 指定内容の変更承認数	H19	22	H20	34	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	52	H20	48	H21	48
(6) 指導調査実施数	H19	14	H20	5	H21	11
9. 精神保健福祉士養成施設						
(1) 課程数	H19	66	H20	68	H21	65
(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	1
(3) 取消数	H19	4	H20	8	H21	4
(4) 指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
(6) 指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
10. 児童福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	3	H20	3	H21	3
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
11. 児童福祉施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	2	H20	2	H21	2
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
12. 児童自立支援施設職員養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
13. 知的障害者福祉司養成施設						
(1) 課程数	H19	1	H20	1	H21	1
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
(5) 指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
14. 救急救命士養成所						
(1) 課程数	H19	36	H20	38	H21	41
(2) 新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
15. 診療放射線技師養成所						
(1) 課程数	H19	19	H20	19	H21	18

(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
(5) 指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
16. 臨床検査技師養成所						
(1) 課程数	H19	28	H20	27	H21	25
(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	1	H20	2	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
17. 理学・作業療法士養成施設						
(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73
18. 視能訓練士養成所						
(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
19. 臨床工学技士養成所						
(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
20. 義肢装具士養成所						
(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
21. 言語聴覚士養成所						
(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
22. あ・は・き師等養成施設						
(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
23. 柔道整復師養成施設						
(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40

	(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
24.	歯科衛生士養成所						
	(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
	(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
	(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23
	(6) 指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25.	歯科技工士養成所						
	(1) 課程数	H19	50	H20	52	H21	51
	(2) 新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
	(3) 取消数	H19	3	H20	0	H21	5
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26.	保健師助産師看護師養成所						
	(1) 課程数	H19	726	H20	757	H21	759
	(2) 新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
	(3) 取消数	H19	39	H20	19	H21	14
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	326	H20	804	H21	536
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	133	H20	163	H21	210
	(6) 指導調査実施数	H19	105	H20	87	H21	108
27.	栄養士養成施設						
	(1) 課程数	H19	195	H20	207	H21	204
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	7	H21	3
	(3) 取消数	H19	8	H20	4	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	56	H20	63	H21	41
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	62	H20	52	H21	32
	(6) 指導調査実施数	H19	27	H20	39	H21	27
28.	調理師養成施設						
	(1) 課程数	H19	383	H20	407	H21	436
	(2) 新規指定数	H19	5	H20	5	H21	6
	(3) 取消数	H19	8	H20	8	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	22	H20	26	H21	15
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	64	H20	29	H21	28
	(6) 指導調査実施数	H19	74	H20	42	H21	36
29.	製菓衛生師養成施設						
	(1) 課程数	H19	137	H20	176	H21	188
	(2) 新規指定数	H19	19	H20	14	H21	7
	(3) 取消数	H19	3	H20	3	H21	2
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	12	H20	17	H21	8
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	20	H20	82	H21	36
	(6) 指導調査実施数	H19	32	H20	55	H21	24
	・講習会の指定・登録						
1.	食品衛生管理者資格認定講習会の登録数	H19	2	H20	0	H21	0
2.	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数	H19	0	H20	0	H21	1
3.	介護技術講習会等に係る実施報告の受理数	H19	1,133	H20	1,083	H21	1,055
4.	社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	7	H20	6	H21	5
5.	児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数	H19	1	H20	1	H21	1
6.	社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	2
7.	社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理数	H19	0	H20	0	H21	4
8.	介護教員講習会実施届の受理数	H19	0	H20	1	H21	3

	9. 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数 H19 0 H20 4 H21 13
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。</p> <p>・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>・なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（14）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○生活衛生同業組合振興計画の認定</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3の規定に基づき、組合又は小組合の作成した組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を、振興指針に適合し、かつ、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条で定める基準に該当する場合において、厚生労働大臣の委任をうけて認定する。 ・認定を受けた振興計画について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条の規定に基づき変更の認定及び取消しを行う。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生同業組合振興計画の認定 (1) 振興計画の認定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 2 件 (2) 振興計画の変更認定件数 H19 55 件 H20 154 件 H21 128 件 (3) 実施状況報告書の受理件数 H19 418 件 H20 476 件 H21 474 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資するため</p> <p>【根拠法令】</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定 (1)振興計画の認定件数 H19 0件 H20 1件 H21 2件 (2)振興計画の変更認定件数 H19 55件 H20 154件 H21 128件 (3)実施状況報告書の受理件数 H19 418件 H20 476件 H21 474件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A-a</div></p>	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（ 15 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合（広域）の許可等		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業協同組合等の設立・定款変更の認可 ・ 組合の成立・役員変更・解散等の届け出 ・ 事業報告書等の受理、 ・ その他監督上必要な報告の徴収、検査、処分等 <p>（留意点）</p> <p>移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法等 (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>目的</p> <p>(中小企業等協同組合法) 中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的</p> <p>(中小企業団体の組織に関する法律) 中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者その他の者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的</p> <p>根拠法令：中小企業等協同組合法第 111 条、中小企業団体の組織に関する法律第 101 条の 4、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 12 条第 2 項</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>共通経費等の内数(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量 (アウト プット)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法等 (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A— a</div></p>	<p>・ 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。(移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。)</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p></p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局	整理番号（18）
----------------	----------

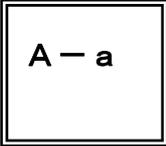
事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○社会福祉法人（広域）等の認可</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可（第31条第1項） ・社会福祉法人の定款の変更の認可（第43条） ・社会福祉法人の解散の認可（第46条） ・社会福祉法人の合併の認可（第49条第2項） 等
予算の状況 （単位：百万円）	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	24人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定) 2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件 3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件 4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件 5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件
備考	—

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款の変更の認可 ・社会福祉法人の解散の認可 ・社会福祉法人の合併の認可 等
----------	--

	<p>(関係する法令・通知)</p> <p>○社会福祉法(昭和26法律第45号)第30条、第31条、第43条、第46条、第50条等</p> <p>○社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・雇発第908号)</p>
予算の状況 (単位:百万円)	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算)
関係職員数	24人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウト プット)	<p>1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定)</p> <p>2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件</p> <p>3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件</p> <p>4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件</p> <p>5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件</p>
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告:地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	—

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局		整理番号（ 20 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ① 組合の設立及び解散認可 ② 定款・共済事業規約等の変更認可 ③ 員外利用の許可 ・消費生活協同組合に対する指導・監督 <p style="text-align: right;">等</p>
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	69人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件</p> <p>2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件</p> <p>3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件</p> <p>4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件</p> <p>5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>具体的な業務内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合の設立及び解散認可 ・ 定款・共済事業規約等の変更認可 ・ 員外利用の許可 ○ 消費生活協同組合に対する指導・監督 <p>（関係する法令・通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号） ○消費生活協同組合模範定款例（平成20年3月28日社援発第0328073号） ○共済事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成20年3月31日社援発第0331005号） <p style="text-align: right;">等</p>
----------	--

	<p>○貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成19年12月18日社援発第1218002号）</p> <p>○消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて（平成20年3月28日社援地発第0328003号）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>監視監査指導等費 38百万円の内数（平成22年度予算）</p>
<p>関係職員数</p>	<p>69人の内数（平成22年7月1日現在）</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件</p> <p>2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件</p> <p>3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件</p> <p>4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件</p> <p>5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;"> <p>A - a</p> </div>	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号（22）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等） （具体的な内容） ・都道府県を經由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ・指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ・指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ・死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 等
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	1. 指定医の証の発行(新規) H19 567 件 H20 617 件 H21 484 件 2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741 件 H20 2,269 件 H21 1,994 件 3. 指定医の証の再発行 H19 88 件 H20 80 件 H21 80 件 4. 指定医の取消 H19 3 件 H20 2 件 H21 2 件 5. 指定不適格者への通知 H19 35 件 H20 30 件 H21 38 件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41 件 H20 44 件 H21 35 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	精神保健指定医は、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから国がこれを指定している。(精神保健福祉法第 18 条) 当該指定に関する業務のうち、地方厚生局においては、 ①都道府県を經由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ②指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ③指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ④死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 等を実施している。(同法施行令第 2 条の 2、同法施行規則第 1 条)(委任規定：精神保健福祉法 51 条の 14、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 41 条)
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)

<p>事務量（アウト プット）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定医の証の発行(新規) H19 567件 H20 617件 H21 484件 2. 指定医の証の発行(更新等) H19 2,741件 H20 2,269件 H21 1,994件 3. 指定医の証の再発行 H19 88件 H20 80件 H21 80件 4. 指定医の取消 H19 3件 H20 2件 H21 2件 5. 指定不適合者への通知 H19 35件 H20 30件 H21 38件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41件 H20 44件 H21 35件
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方に移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>精神保健指定医の指定に関する事務は、指定医の業務が精神障害者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものであることから国の責任において実施する必要がある。 指定に関する業務のうち、指定医証の交付等については、行政の効率化の観点から、各地方厚生局に当該事務に必要な人員を配置し、効率的な業務執行を実施している。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="margin: 0;">A - a</p> </div>	<p>・ 指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務（上記①～④の事務を想定）については、指定医証の取り扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（ 23 ）

事務・権限概要シート（個票）

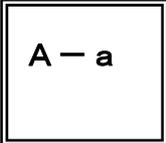
自己仕分けの際の事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行
----------------	------------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウト プット）	・証明書交付件数 H19 2,254 件 H20 1,657 件 H21 839 件
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）

関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウト プット)	・ 証明書交付件数 H19 2,254 件 H20 1,657 件 H21 839 件
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告 : 地方へ移譲
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	「出先機関改革に係る公開討議」(平成 22 年 5 月 12 日 厚生労働省)における方針 本事業においては、以下の事項について対応可能であれば、地方へ業務移管することが可能。 ・ 本事情の根拠規定を明確化した上で、裁定事務と同様、法定受託事務とする法令上の手当を行う。 ・ 特別買上償還の多い年度は、特別弔慰金等の裁定事務で都道府県が多忙な年度と重なるため、都道府県において、迅速な対応ができるよう体制を整える。
自己仕分け 【仕分け結果】 	・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。 今後、当該事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。 なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。 ※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方厚生(支)局	整理番号 (24)
事務・権限概要シート (個票)			
自己仕分けの際の事務・権限名	医師等の臨床研修施設等の指導監督		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(委譲する事務・権限名)</p> <p>○医師等の臨床研修施設等の指導監督</p> <p>※ 当該指導監督は、任意の検査であり法令等に基づき行うものではないため、事務にあたる。</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の実地調査 ・各種手続き(年次報告等)の事務処理 等
予算の状況 (単位:百万円)	臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成22年度予算)
関係職員数	70人の内数(平成22年7月1日現在)
事務量(アウトプット)	<p>1. 医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168件 H20 101件 H21 48件</p> <p>(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401件 H20 530件 H21 1,106件</p> <p>(4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41</p> <p>(5) 医籍登録件数 H19 6,894件 H20 7,354件 H21 7,180件</p> <p>2. 歯科医師</p> <p>(1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533</p> <p>(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 86件 H20 107件 H21 93件</p> <p>(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80件 H20 107件 H21 93件</p> <p>(4) 既指定臨床研修病院 H19 44件 H20 51件 H21 51件</p> <p>(5) 医籍登録件数 H19 2,564件 H20 2,341件 H21 2,230件</p>
備考	—

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 臨床研修が必修化されたことに伴い、臨床研修病院において適正な臨床研修が実施されるようにするため指導體制、研修プログラム、研修の実施状況、病院の運営状況等について指導等実地検査を実施する。</p> <p>【根拠法令】 なし（任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。）</p> <p>【業務内容】 ・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成 22 年度予算)</p>
<p>関係職員数</p>	<p>70 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>1. 医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168 件 H20 101 件 H21 48 件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401 件 H20 530 件 H21 1,106 件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41 (5) 医籍登録件数 H19 6,894 件 H20 7,354 件 H21 7,180 件 2. 歯科医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 86 件 H20 107 件 H21 93 件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80 件 H20 107 件 H21 93 件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 44 件 H20 51 件 H21 51 件 (5) 医籍登録件数 H19 2,564 件 H20 2,341 件 H21 2,230 件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A—a</div></p>	<p>臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件</p>

	<p>とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方厚生（支）局 整理番号（25）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等
----------------	-----------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>○総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。）</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項 <p>※ただし、海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28百万円の内数（平成22年度予算）
関係職員数	46人の内数（平成22年7月1日現在）
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572件 H20 559件 H21 564件 2. 新規承認件数 H19 23件 H20 18件 H21 31件 3. 変更承認件数 H19 73件 H20 53件 H21 29件 4. 更新承認件数 H19 217件 H20 303件 H21 86件 5. 承認施設の立入調査 H19 532件 H20 497件 H21 565件
備考	